

第5期町田市介護保険事業計画 (2012年度～2014年度)

概要版



2012年3月

町田市

目 次

1	計画の策定にあたって	1
2	町田市をとりまく高齢者の基本課題	3
3	計画の基本的な考え方	6
4	計画の内容	8
5	介護保険制度によるサービス	17

1 計画の策定にあたって



1 背景と目的

我が国では、21世紀を迎えた現在、平均寿命は世界でも最高水準となるとともに、少子高齢化が急速に進んでいます。

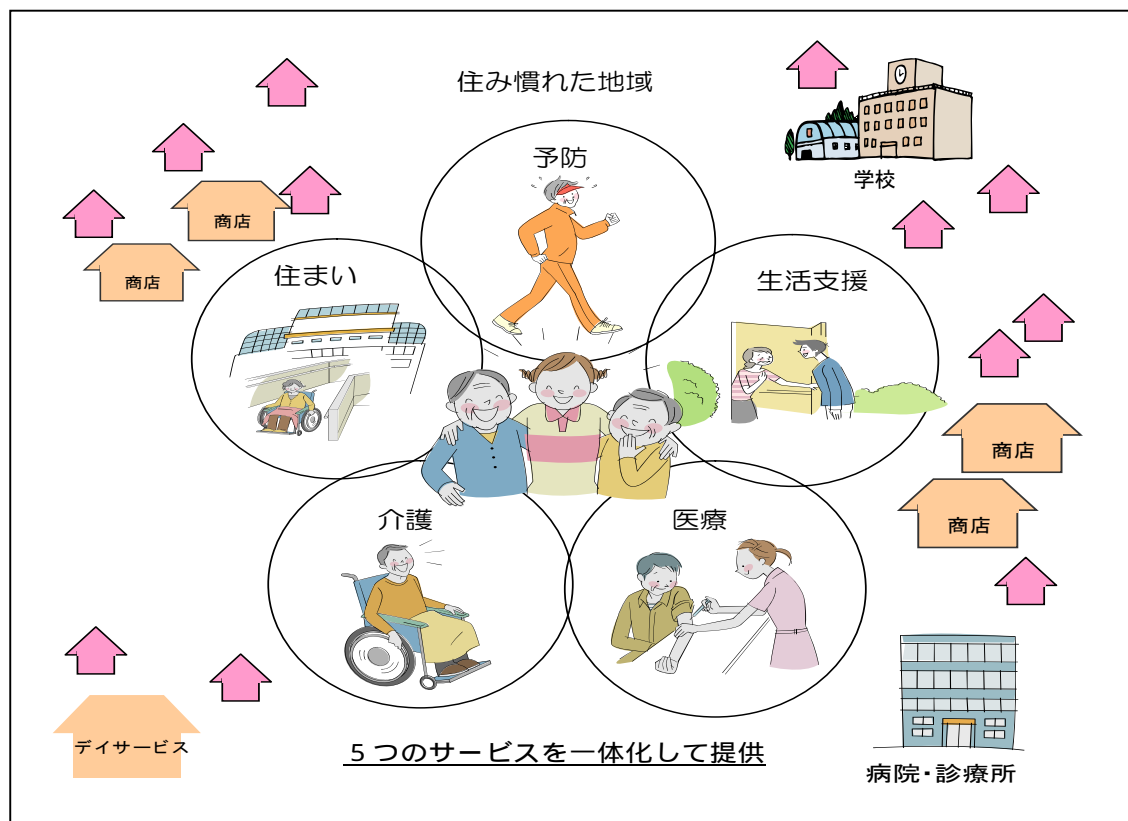
本市の高齢化率は、2010年の21.2%から2015年には24.4%に達し、約4人に1人が高齢者となる見込みです。

今後は、高度経済成長期の変動著しい時代を経験してきたいわゆる「団塊の世代」が高齢者になることから、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化すると考えられます。高齢者施策は、こうした高齢者像の変化に対応したものでなければなりません。

高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けて、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実が求められています。

第5期町田市介護保険事業計画（以下、本計画）は、社会情勢の変化や今後の高齢者を取りまく状況についての予測と、町田市高齢社会総合計画（第4次改定版）の見直しを通じて、介護保険事業を円滑に実施・運営することを目的に策定します。

図 1-1 地域包括ケアのイメージ



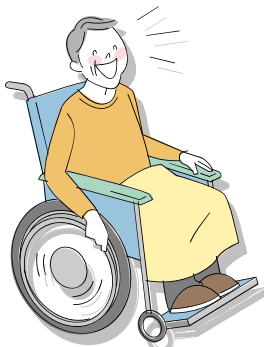
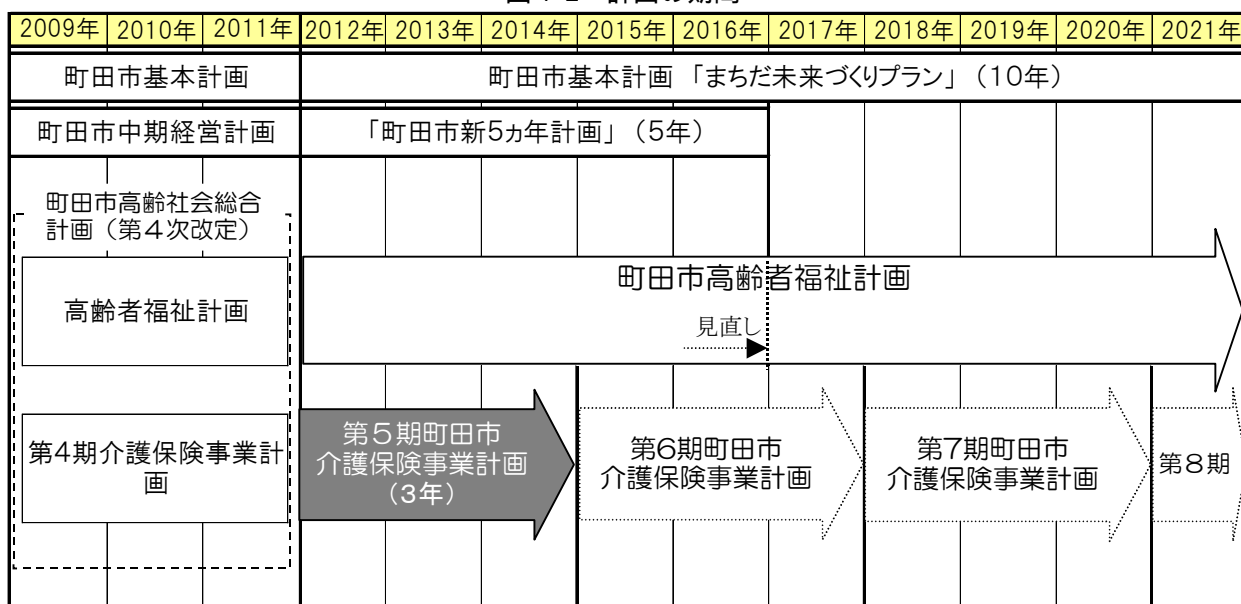
2 計画の性格及び期間

本市では、1993年に「町田市高齢社会総合計画～みんなで作る暮らしやすい・まちだ～」を定め、全ての市民が健康で安心して暮らしつづけることのできる「まちづくり」を進めてきました。その後、2000年4月からの介護保険制度の実施に伴い、「町田市高齢社会総合計画」は「介護保険事業計画」を含んだ計画となり、3年ごとに改定を重ねながら、高齢者福祉施策の目指すべき取り組みや介護保険事業の安定的な運営のための方策について定めてきました。

こうした中、3年ごとに策定する介護保険事業計画と、高齢者人口の推計により、高齢者の見守り支援や認知症対策など継続的に取り組む課題が多く、長期的な計画が必要な「高齢者福祉計画」を、今回の改定からは分けて策定します。

本計画は、町田市基本構想、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」・「新5ヵ年計画」を基本とし、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。本計画は、別に定める老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と一体的に、介護保険法第117条第1項に基づき、市町村介護保険事業計画として策定するものです。計画期間は、2012年度から2014年度までの3か年です。

図 1-2 計画の期間



2 町田市をとりまく高齢者の基本課題

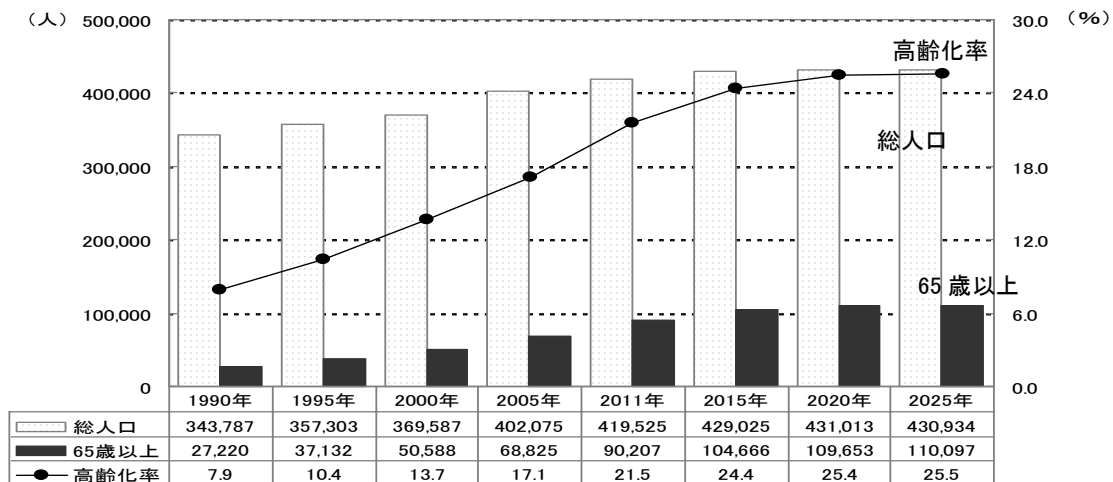


1 町田市をとりまく高齢者の状況

(1) 高齢化の推移

町田市の高齢化率は、1990年には7.9%でしたが、2008年には20%を超え、市内総人口の約5人に一人は高齢者となりました。また、団塊の世代が全て高齢者となる2015年には高齢化率が24.4%になることが予測されます。(図2-1)

図2-1 町田市における高齢化の推移と予測



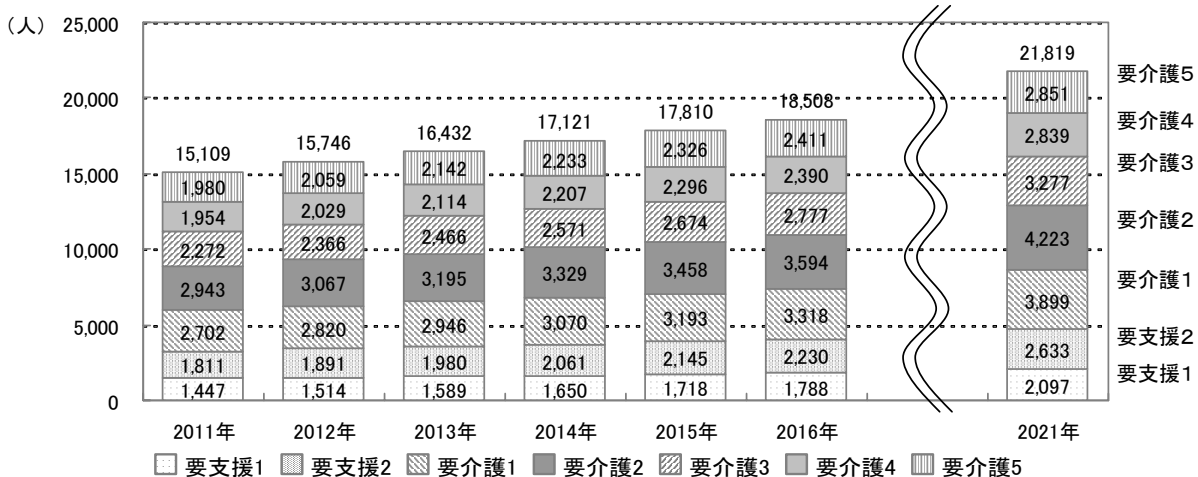
資料:1990～2011年は、各年1月1日(住民基本台帳)

2015年以降は「町田市将来人口推計」(2010年10月1日の住民基本台帳を基準値とした推計)

(2) 要介護認定者の推計

町田市の要介護認定者は毎年増加し、2011年の15,109人から、2021年には21,819人になることが予測されています。(図2-2)

図2-2 要介護認定者の推計



資料:「町田市将来人口推計」(2010年10月1日の住民基本台帳を基準値とした推計)及び介護保険課 被保険者数推計(2010年10月1日の被保険者数を基準とした推計)

2 町田市の課題

町田市をとりまく高齢者の基本課題や、市民ニーズ調査、町田市高齢社会総合計画（第4次改定版）の評価から見えてくる課題は以下のとおりです。

市民ニーズ調査から見える課題	第4次計画の評価から見えてくる課題
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が趣味や生きがいを持ち、社会参加や地域に貢献できるような、魅力的な活動の仕組みや拠点などが必要。 ○一般高齢者のうち約2割の方が二次予防事業対象者であり、予防事業への参加促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の担い手づくり、高齢者のための生きがいや居場所づくりへの支援をより充実させることが必要。 ○介護予防健診の受診率を増加させ、二次予防事業対象者（要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者）を早期に発見し、より早い段階で予防につなげていく方法を検討していくことが必要。 ○自主グループ育成の推進など介護予防の充実を図っていくことが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、日中独居の高齢者が多くいるため見守りや相談などの支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者の支援や見守り体制の一層の強化を図ることが必要。 ○高齢者が地域で安心した生活ができるよう保健・福祉・医療の連携が必要。 ○災害時要援護者リストの活用や関係機関との連携が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ○重度の要介護認定者のニーズを踏まえ、今後も入所施設の整備を充実させていくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズに合わせた介護保険施設等の整備を進めることが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービスをより充実させるためには、介護職員等の人材育成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者指導等により介護保険の適正な運営を進めることが必要。 ○介護に関わる人材が不足しているため、人材の育成・確保が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ○家族介護者の負担を減らす取り組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅介護の支援のために、生活支援サービスの提供や家族介護者への支援が重要。 ○認知症に対応したサービスの充実をさらに図ることが必要。 ○利用者の自立支援や安心した生活のためにケアマネジメントの充実が必要。

10年後に考えられる課題	町田市の課題の整理	キーワード
<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきと地域で暮らすためには生きがいきづくり・集う場づくりが必要。 ○元気な高齢者に対する、地域の担い手の仕組みづくりが必要。 ○地域での見守りや支えあいといった支援が重要。 ○早期の段階から介護予防を行うことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの元気な高齢者に対する地域との繋がりづくりや生きがいきづくりなどへの支援を行う必要がある。 ○介護が必要となる可能性のある高齢者を早期に発見し、早期予防につなげる必要がある。 ○介護予防への取組みの裾野を広げ、さらに介護予防事業の充実を図る必要がある。 	<p>地域参加</p> <p>生きがいきづくり</p> <p>介護予防</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○認知症に対する理解の普及、見守り等が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者の増加も見込まれるため、保健・福祉・医療との連携の強化がより重要になる。 ○ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者などの支援を必要とする人の増加により、見守りを含めた多様な側面からの支援が重要である。 	<p>地域での見守り</p> <p>認知症対策</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険施設の不足。 ○安心して暮らせる住まいが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住み慣れた地域で暮らし続けるために、自分自身の状態に応じた住まいを選択できるよう整備することが重要である。 	<p>住まい</p> <p>施設サービス</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険料の増加、施設不足、介護従事者の不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成や様々な研修などによる質の高い介護保険サービスを提供することが重要である。 	<p>介護人材の育成</p> <p>介護保険サービスの質的向上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○家族介護者への支援が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズに応じた介護保険サービスを提供し、適正な介護保険事業の運営を行うことが重要である。 	<p>介護保険の適正な運営</p>

3 計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

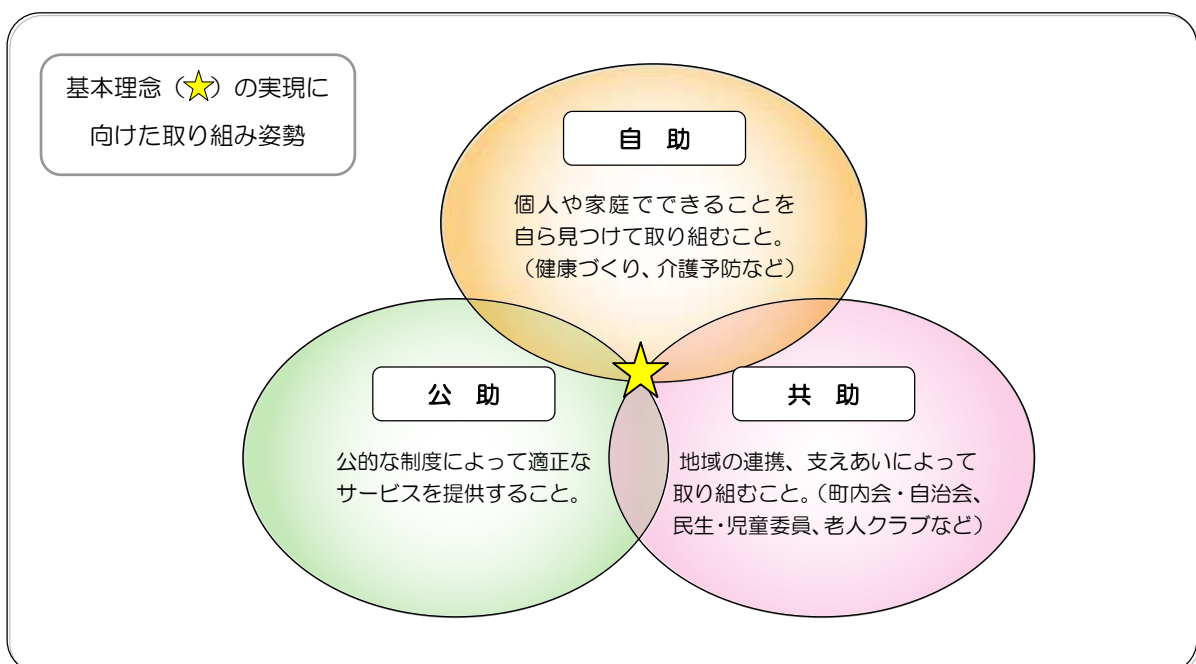
本計画では、町田市高齢社会総合計画（第4次改定版）で描かれた基本理念を継承し、「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を計画の基本理念と定め、一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取組みを進めていきます。

< 本計画の基本理念 >

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～

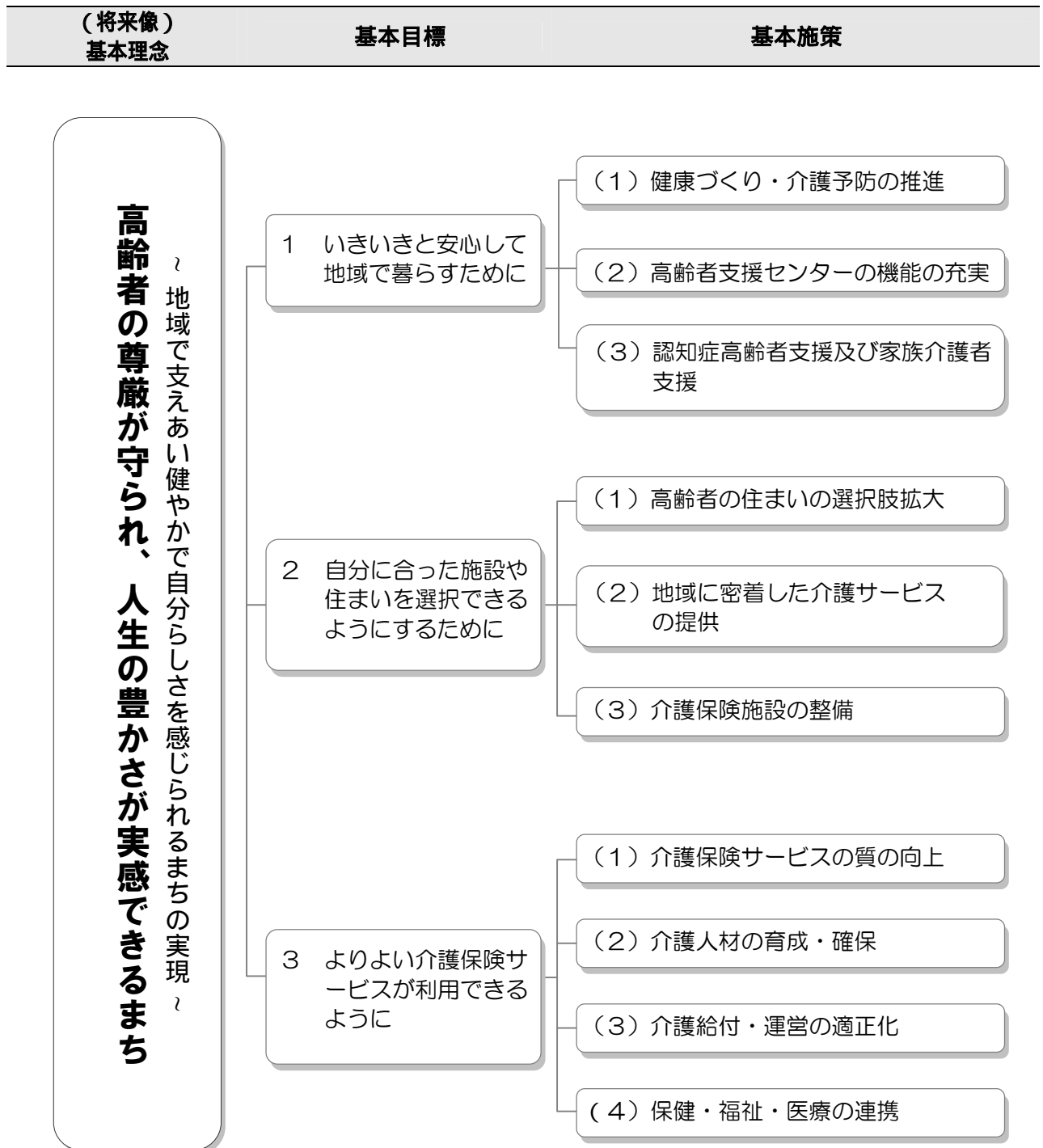
本計画では、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供（地域包括ケア）し、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく、尊厳が失われることなく、安心して生活できるまちを目指します。

基本理念を実現するためには、自助、共助、公助、それぞれが連携を図りながら取り組む姿勢が必要です。



2 計画の体系

本計画では、3つの基本目標のもと、10の基本施策を展開し、円滑な介護保険事業の運営を図ります。



4 計画の内容



1 いきいきと安心して地域で暮らすために

高齢者がいきいきと安心して地域で暮らしていただけるように、介護予防を推進し、高齢者支援センターの機能の充実を図るとともに、認知症家族介護者への支援を行っていきます。

(1) 健康づくり・介護予防の推進

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. 高齢者の健康づくり 町田市保健医療計画に基づき、成人健診、健康教育を行います。健康担当主管課と連携しながら、健康意識の向上に取り組みます。	特定健康 診査受診率 51% 後期高齢者 健康診査 受診率 55% 健康教育 5回	拡充	拡充	拡充
イ. 出張介護予防教室 町内会・自治会等の地域活動の場に出向いて、介護予防の普及啓発を行います。	開催地域 70箇所	開催地域 75箇所	開催地域 80箇所	開催地域 80箇所
ウ. 地域介護予防教室 地域の活動施設等を会場として、運動器の機能向上や、栄養改善、口腔機能の向上などの連続講座を開催し、自主グループ化を促します。	延参加人数 2,200人	延参加人数 2,260人	延参加人数 2,330人	延参加人数 2,400人
エ. 介護予防月間 10月を「介護予防月間」に設定し、介護予防の普及啓発を強化します。講座の開催やイベントの実施を、高齢者支援センターや市民と協働で実施します。	延参加人数 3,500人	延参加人数 3,600人	延参加人数 3,700人	延参加人数 3,800人
オ. 認知症発症遅延活動事業 認知症の発症遅延を目的としたプログラムを実施し、認知症予防の習慣化と自主グループの育成・支援を行います。	自主グループ数 40グループ	自主グループ数 45グループ	自主グループ数 50グループ	自主グループ数 60グループ

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
カ. 二次予防事業対象者把握事業 二次予防事業対象者を早期に把握するために、基本チェックリストを全対象者に直接送付し、二次予防事業の対象者把握を行います。	把握率： 対象者の 50%	把握率： 対象者の 52%	把握率： 対象者の 55%	把握率： 対象者の 60%
キ. 通所型介護予防事業 重点 (二次予防事業) 生活機能が低下している方を対象に、通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上のプログラムを実施し、日常生活に必要な機能の向上を目指します。 対象事業：「高齢者運動トレーニング事業」、「いきいきアップ講座」	参加人数 240人	参加人数 300人	参加人数 400人	参加人数 550人
ク. 訪問型介護予防事業 (二次予防事業) 看護師や栄養士が訪問し、心身の機能低下の予防や低栄養の改善などの支援や、食事の配達等を行います。 対象事業： 「訪問指導」「栄養改善配食プログラム」	訪問回数 410回	訪問回数 430回	訪問回数 450回	訪問回数 470回

※見直し等により対象事業の名称は変更する場合があります。

(2) 高齢者支援センターの機能の充実

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. 高齢者支援センター運営事業 高齢者の地域での生活を支えるために、総合相談や介護予防等の総合的な支援を行います。また、認知症高齢者相談（もの忘れ相談）や、高齢者虐待等の権利擁護に関する相談事業を行います。	相談件数 約47,000件	相談件数 約48,000件	相談件数 約49,000件	相談件数 約50,000件
	設置 箇所数 12箇所	継続	継続	継続

(3) 認知症高齢者支援及び家族介護者支援

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. もの忘れ相談事業 高齢者やその家族が、認知症に関して専門医との相談が気軽に出来る事業です。	高齢者支援センター 4箇所で実施	高齢者支援センター 8箇所で実施	高齢者支援センター 8箇所で実施	高齢者支援センター 12箇所で実施
イ. 認知症サポーター養成講座事業 認知症高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、認知症についての正しい知識と理解を、広く市民に啓発して行きます。認知症サポーターは地域を見守り、認知症の人とその家族を支えます。また、フォローアップ講座では、認知症サポーターに対し、具体的な関わりについて学ぶ機会を提供しています。	認知症サポーター数： 6,700人	認知症サポーター数： 8,000人	認知症サポーター数： 8,500人	認知症サポーター数： 9,000人
ウ. 認知症家族介護者協議会の設置 認知症支援における専門チームやもの忘れ相談などの相談機関、家族会などで家族介護の施策について検討する協議会をつくります。		新規 年2回開催	継続	継続
エ. 介護はじめて講座 認知症高齢者の介護し始めた家族を対象に講座を開催し、介護の理解度を高め孤立感や介護ストレス、不安の軽減を促します。	4箇所で開催	8箇所で開催	8箇所で開催	12箇所で開催
オ. 家族介護者教室 要介護高齢者の家族等に、介護方法などについて学んでいただく教室を高齢者支援センターで開催します。	開催回数 26回	各年 30回	継続	継続
カ. 家族介護者交流会 要介護高齢者の家族の負担軽減や家族同士の情報交換のために、高齢者支援センターで家族介護者交流会を開催します。	開催回数 111回	各年 120回	継続	継続
キ. 徘徊高齢者家族支援サービス事業 現在位置を探索するシステムにより、認知症などのある方が行方不明となった場合に、ご家族からの問い合わせに応じます。	GPS 実利用人数 72人	継続	継続	継続

2 自分に合った施設や住まいを選択できるようにするために

高齢者が、いつまでも自分らしく、安心して生活を続けられる施設や住まいを、一人ひとりの状況に応じて選択できるよう、住宅改修支援事業の推進や地域に密着した介護保険サービス、特別養護老人ホームなどの介護保険施設、有料老人ホームなどの高齢者の住まいの整備を進めます。

(1) 高齢者の住まいの選択肢拡大

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. 高齢者住宅設備改修給付事業 要介護認定をお持ちで 65 歳以上の方が、身体機能の低下に伴い既存の設備では使用が困難な場合に、浴槽、流し等の改修費用を支給します。 また、二次予防事業対象者の転倒予防や痛みの軽減等を目的に、手すりの設置等の改修費用を負担します。	利用件数 110 件	継続	継続	継続
イ. 有料老人ホーム等 (特定施設入居者生活介護) の普及 住み替えの選択肢拡大のために、多くの市民入居が見込める利用料金設定や地域の均等化が図れるように、有料老人ホーム等の誘導を進めます。	特定施設入居者生活介護(混合型) 1	増加分 定員 0 人	定員 100 人	定員 200 人
	28 施設 定員 2,689 人	累計 定員 2,689 人	定員 2,789 人	定員 2,989 人
	特定施設入居者生活介護(介護専用型) 2	増加分 定員 0 人	定員 100 人	定員 100 人
	5 施設 定員 265 人	累計 定員 265 人	定員 365 人	定員 465 人

※1、2 第4期計画分(2012年度開設分含む)

※1 2011年度までの開設累計 22 施設定員 2,156 人 2012年度開設予定 6 施設定員 533 人

※2 2011年度までの開設累計 0 施設定員 0 人 2012年度開設予定 5 施設定員 265 人

(2) 地域に密着した介護保険サービスの提供

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
<p>ア. 地域密着型サービス整備 重点</p> <p>住み慣れた地域で生活が継続できるよう、日常生活圏域ごとに在宅介護や認知症高齢者をサポートする施設の整備を行います。</p> <p>新規サービスについて 「定期巡回、随時対応型訪問介護看護」</p> <p>要介護者の在宅生活を支えるため、24時間緊急システムを配置し、訪問介護と訪問看護が連携した切れ目のない支援を行うサービスです。</p> <p>「複合型サービス」</p> <p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスを組み合わせ、医療ニーズの高い方も在宅での生活ができるよう支援していくサービスです。</p>	認知症高齢者グループホーム	増加分 1施設 定員 18人	2施設 定員 36人	2施設 定員 36人
	16施設 定員 252人	累計 17施設 定員 270人	19施設 定員 306人	21施設 定員 342人
	認知症対応型デイサービス	増加分 0施設 定員 0人	0施設 定員 0人	2施設 定員 24人
	23施設 定員 367人 1	累計 23施設 定員 367人	23施設 定員 367人	25施設 定員 391人
	小規模多機能型居宅介護	増加分 0施設	2施設	2施設
	4施設	累計 4施設	6施設	8施設
	定期巡回、随時対応型訪問介護看護 無	第5期間中に4事業所 (1圏域 2に1事業所)		
	複合型サービス 無	第5期間中に4事業所 (1圏域 2に1事業所)		

※1 2011年度までの開設累計 22施設定員 355人 2012年度開設予定 1施設定員 12人

※2 圏域…町田市を堺、忠生地区・鶴川地区・町田地区・南地区の4つの圏域に分けています。

(3) 介護保険施設の整備

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. 広域型介護保険施設整備 重点 要介護認定者の増加や待機者の状況を踏まえ、広域型施設の整備を行います。	特別養護 老人ホーム (介護老人福祉 施設) 1	増加分 定員 0人	定員 0人	定員 200人
	20施設 定員 1,834人	累計 定員 1,834人	定員 1,834人	定員 2,034人
	介護老人 保健施設 2	増加分 定員 0人	定員 0人	定員 0人
	6施設 定員 720人	累計 定員 720人	定員 720人	定員 720人
	介護療養型医 療施設	増加分 定員 0人	定員 0人	定員 0人
	1施設 定員 222人	累計 定員 222人	定員 222人	定員 222人

1、2 第4期計画分(2012年度開設分含む)

1 2011年度までの開設累計18施設定員1,602人 2012年度開設予定2施設定員232人

2 2011年度までの開設累計5施設定員570人 2012年度開設予定1施設定員150人



3 よりよい介護保険サービスが利用できるように

高齢者が安心して生活を続けることができるよう、介護保険サービスの質の向上、介護保険サービスを提供する人材の育成・確保への支援、医療と福祉の連携等の環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 介護保険サービスの質の向上

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. ケアマネジメントの充実 主任ケアマネジャーへの研修を継続的に開催し、ケアマネジメントの資質と専門性の向上を図ります。	年1回 開催	年2回 開催	年2回 開催	年2回 開催
イ. 福祉サービス第三者評価受審助成等事業 サービスの質の向上を図るため、市内介護保険サービス事業所が「東京福祉サービス評価推進機構認証評価機関」による第三者評価の受審費用を助成し、受審結果の指摘箇所が改善されたかを確認します。	30施設	30施設	31施設	35施設
ウ. 介護相談員派遣事業 介護保険サービスの利用者やその家族の身近な相談相手となる介護相談員を、市内の介護老人福祉施設等に派遣することで、介護保険サービスの質の向上を図ります。	訪問 施設数 21箇所	訪問 施設数 21箇所	訪問 施設数 23箇所	訪問 施設数 25箇所

(2) 介護人材の育成・確保

【計画期間の主な取組み】

事業名	事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
			2012年度	2013年度	2014年度
ア. 介護人材開発事業 介護人材開発事業を行う団体に対して、当該事業に要する経費を補助することにより、介護人材の育成・確保を図り、介護保険サービスの向上を目指します。	登録事業所数 232事業所 (全418事業所の 55.5%)	登録事業 所率 60%	登録事業 所率 65%	登録事業 所率 70%	

(3) 介護給付・運営の適正化

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. 事業者実地指導 重点 介護保険サービス事業所に赴きサービス提供について確認・助言等を実施します。また、事業者全体に対する管理者研修等を行います。この事業は、事業所が適正な運営を図るために行うものです。 その他、サービスの提供にかかる苦情の窓口として、事業者と調整を図り介護保険事業の円滑な運営に取り組みます。	事業者実地指導 8事業所 管理者研修等 2回	18事業所 (地域密着型 8事業所 その他 10事業所) 管理者研修等 2回	28事業所 (地域密着型 8事業所 その他 20事業所) 管理者研修等 2回	38事業所 (地域密着型 8事業所 その他 30事業所) 管理者研修等 2回
イ. 介護情報突合 国民健康保険団体連合会から送信される情報(給付実績)を活用し、医療情報との突合や介護報酬請求等の適正に努めます。この情報を活用することにより指導等の効率化を図ります。		新規	継続	継続
ウ. 給付費通知 利用者が、自分の利用したサービスが適正に事業所から請求されているか確認するために、年2回「給付費通知」を利用者に送付します。	年2回	年2回	年2回	年2回
エ. 住宅改修・福祉用具の点検 利用者が購入した福祉用具や住宅改修が適正に実施されているか、現地を訪問し確認調査します。	福祉用具 年4回 住宅改修 年4回	福祉用具 年4回 住宅改修 年4回	福祉用具 年4回 住宅改修 年4回	福祉用具 年4回 住宅改修 年4回
オ. 住宅改修・住宅アドバイザー制度 利用者の居宅生活支援のため住宅改修を行う場合、安心して適正な改修ができるようにアドバイザーを派遣します。	実施	継続	継続	継続
カ. 介護保険制度の周知 利用者に適正なサービスを受けていただくため、介護保険制度の周知等を行い、制度の理解、生活の支援となるように広報活動を展開し適切な制度利用を図ります。	出前講座 実施 フリーペーパー 発行 など	拡充	拡充	拡充

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
キ. 災害マニュアル再確認 大規模等の災害に備え、危機管理体制の再構築を各事業所に促し防災力の強化、利用者及び事業者の安全確保に努めます。(マニュアル再確認)		新規	継続	評価
ク. 災害時の連絡網構築 重点 災害時の利用者の安否確認等を図るため、居宅介護支援事業所及び高齢者支援センターを中心とした事業者間の連携強化と行政を含めた効率的な連絡網の構築に努めます。		新規	継続	評価

(4) 保健・福祉・医療の連携

【計画期間の主な取組み】

事業名 事業概要	2011年度 までの実績 (見込み)	第5期計画目標値		
		2012年度	2013年度	2014年度
ア. 認知症支援相談窓口の設置 認知症高齢者が入院や退院する際の相談窓口を立ち上げ、医師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・家族会・高齢者支援センター職員などによる調整チームにより、医療や福祉のサービス調整を実施します。		新規 相談窓口 1箇所 設置	継続	継続
イ. 認知症支援推進員の育成 各高齢者支援センターの職員を対象に、認知症支援推進員を1名育成し、認知症の方やその家族からの相談に応じて適正な機関と連携を図ります。		新規 12名	継続	継続
ウ. 連携ツールの開発 ケアマネジャーと医療機関との情報共有を図るため、連携ツール等を検討し、活用していきます。		新規 連携ツール等 の 検討	連携ツール等 の 活用	継続

5 介護保険制度によるサービス



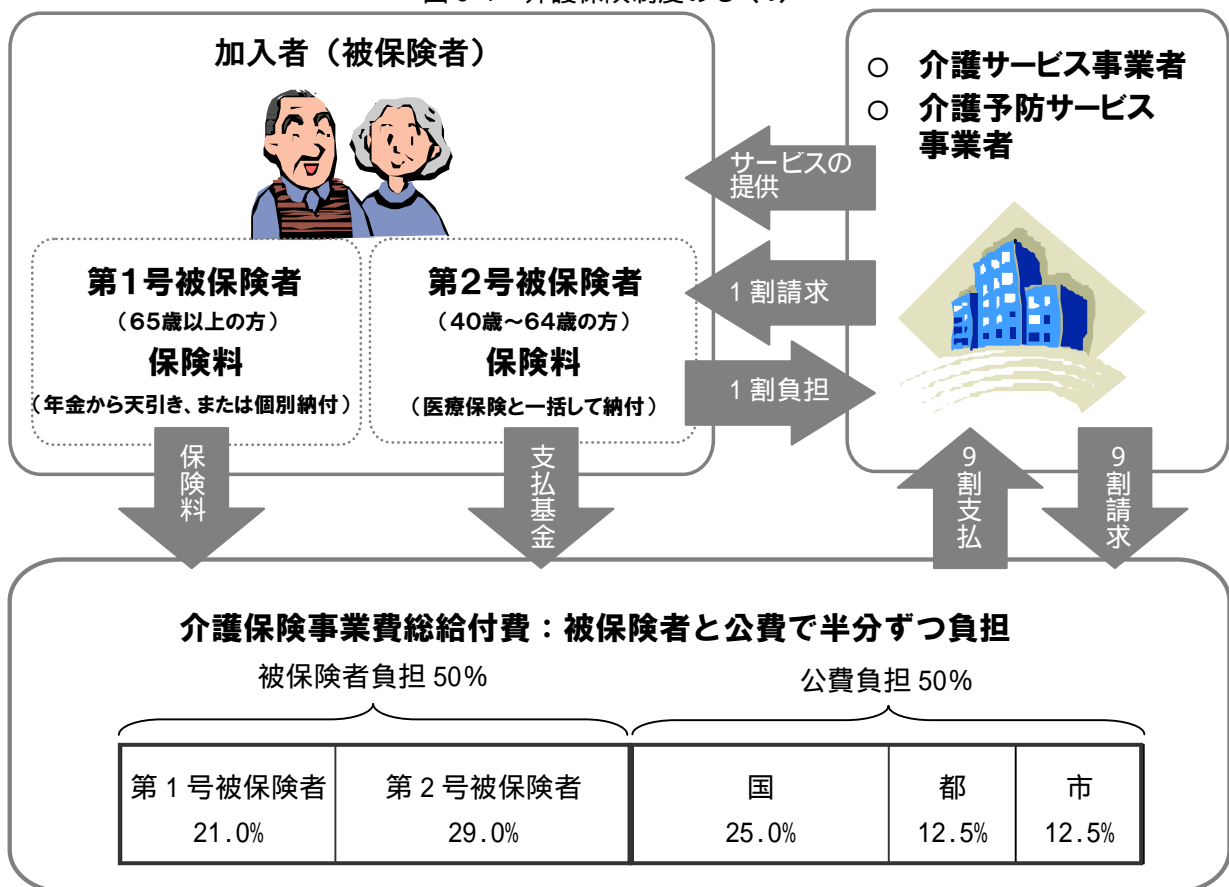
1 介護保険制度のしくみと現状

介護保険は、高齢社会の介護問題に適切に対応するため、2000年4月から始まった、介護を必要とする方を社会全体で支えあう社会保険制度です。

高齢者の加齢に伴う心身の変化等により介護や支援を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活を送るために必要な介護サービスを利用者の選択に基づき、総合的にサービスを提供する制度です。

この制度により、介護サービスを利用した場合、利用料金の1割が自己負担となります。残りの9割分は給付費として制度が負担することになります。市内に住むサービス利用者の利用料の9割分総額が、介護保険事業費の総給付費ということになります。この総給付費の財源構成は介護保険法で半分が公費、残りの半分は被保険者の保険料で負担することとなっています。被保険者負担分では、第1号被保険者（65歳以上）が21%、第2号被保険者（40歳から64歳）が29%を負担することになります。

図 5-1 介護保険制度のしくみ



※詳細は21ページに掲載しています。

第5期：3年間のサービスの給付費見込額は以下のとおりです。

表 5-1 サービスの給付費見込額

介護サービスの給付見込額	2011年度 (見込み)	2012年度	2013年度	2014年度
居宅サービス				
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売	9,147,057,050円	9,689,108,755円	10,173,797,489円	10,680,892,074円
地域密着型サービス				
認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,490,347,284円	1,724,948,726円	1,827,174,221円	1,989,834,576円
住宅改修	92,775,430円	96,227,134円	103,043,223円	109,859,312円
居宅介護支援	1,067,490,135円	1,124,499,001円	1,151,970,316円	1,192,350,190円
施設サービス				
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設	7,576,600,609円	8,691,095,959円	8,998,129,020円	9,345,265,635円

介護予防サービスの給付見込額	2011年度 (見込み)	2012年度	2013年度	2014年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	714,307,193円	804,790,446円	861,561,932円	924,123,409円
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	8,141,121円	7,920,101円	10,540,783円	15,062,116円
住宅改修	41,857,682円	49,859,136円	53,632,878円	57,406,620円
介護予防支援	95,911,394円	104,535,984円	110,341,097円	115,736,971円
総給付費	20,234,487,898円	22,292,985,242円	23,290,190,959円	24,430,530,903円

2 給付費のまとめ

町田市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように取り組んでいます。

居宅サービスでは、通所介護や医療系サービスの利用が増えている中、高齢者が安心してサービスの提供が受けられるように事業者実地指導を進めてきました。また、認知症高齢者の増加が見込まれるため、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護など自宅での生活を支援するサービスの供給を行ってきました。

一方で、自宅での継続的な生活が難しくなった高齢者を支えるため、特に第4期では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などの施設整備に力を入れてきました。

第5期では、市民ニーズ等の状況を確認し、「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」などがバランスよく提供され、誰もが安心して生活を維持できるように介護保険サービスの充実を目指します。

サービス利用料の9割に当たる総給付費については、毎年度6%を超える伸び率であり、第1号被保険者数と要介護認定者数は国や東京都の増加率より高い水準で推移しています。第5期についても、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯及び要介護認定者、認知症高齢者が増えるため、総事業費（20ページ参照）は第4期と比べ24.6%の増加となっています。

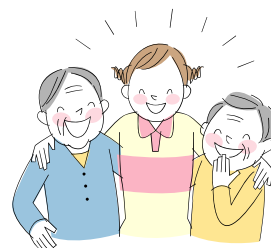


表 5-2 標準給付費見込額（総給付費及び下記サービス事業費を合計したものです。）

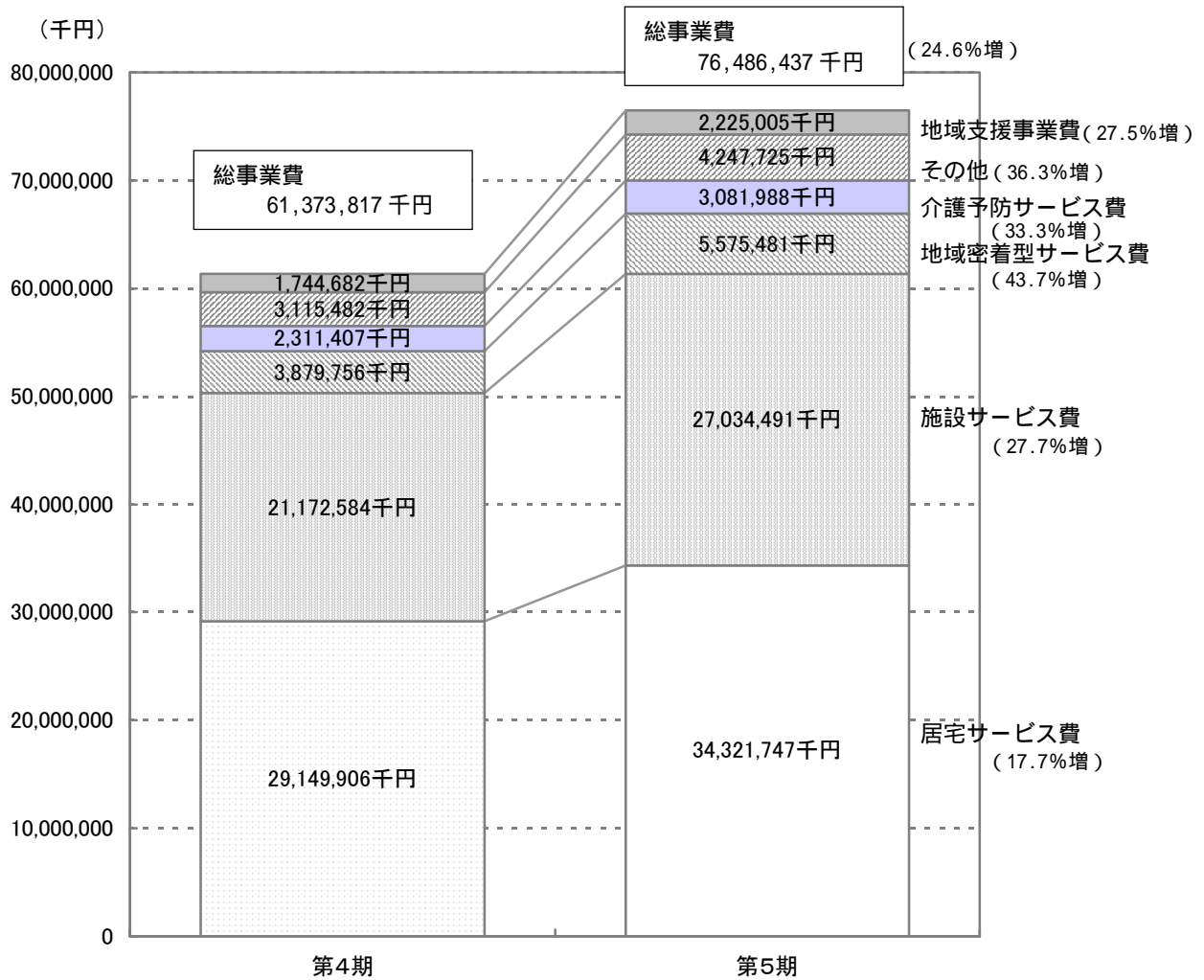
項目	2012年度	2013年度	2014年度	合計
総給付費	22,292,985,242 円	23,290,190,959 円	24,430,530,903 円	70,013,707,104 円
特定入所者介護サービス費等給付額	780,710,856 円	840,669,450 円	900,693,249 円	2,522,073,555 円
高額介護サービス費等給付額	412,685,407 円	457,668,116 円	502,656,892 円	1,373,010,415 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	82,410,171 円	86,009,742 円	89,619,573 円	258,039,486 円
算定対象審査支払手数料	29,657,222 円	31,495,943 円	33,448,664 円	94,601,829 円
合計	23,598,448,898 円	24,706,034,210 円	25,956,949,281 円	74,261,432,389 円

表 5-3 総事業費（標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額を合計したものです。）

項目	2012年度	2013年度	2014年度	合計
標準給付費見込額	23,598,448,898円	24,706,034,210円	25,956,949,281円	74,261,432,389円
地域支援事業費見込額	707,063,750円	740,236,148円	777,705,018円	2,225,004,916円
総事業費合計	24,305,512,648円	25,446,270,358円	26,734,654,299円	76,486,437,305円

図 5-2 総事業費：第4期と第5期の比較

() 内の数値は第4期との比率です。



第4期と第5期の総事業費を比較すると、第4期の約614億円に対し第5期は約765億円となり、24.6%増で約151億円の増額となります。

3 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険給付費の財源

介護保険制度においては、標準給付費（サービス利用料の9割）の負担割合が介護保険法によって決まっています。原則として半分（50%）は被保険者の保険料、残りの半分（50%）を公費で負担することとされています。

標準給付費の21%を第1号被保険者が負担し、29%を第2号被保険者が負担します。

第5期（2012年から2014年）では、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数も増加すると予想され、標準給付費は約743億円、地域支援事業費は約22億円となり下図の財源構成でまかなわれます。

図 5-3 保険給付費の財源構成

標準給付費財源構成（サービス利用料の9割）					
被保険者負担50%			公費負担50%		
・居宅サービス財源構成					
第1号被保険者 保険料 ※1 負担割合21% ※3	第2号被保険者 保険料 ※2 負担割合29% ※3		国 負担割合20% 調整交付金5% ※4	都 負担割合 12.5%	市 負担割合 12.5%
・施設サービス財源構成					
第1号被保険者 保険料 負担割合21%	第2号被保険者 保険料 負担割合29%		国 負担割合15% 調整交付金5%	都 負担割合 17.5%	市 負担割合 12.5%
地域支援事業費					
・介護予防事業費財源構成					
第1号被保険者 保険料 負担割合21%	第2号被保険者 保険料 負担割合29%		国 負担割合25%	都 負担割合 12.5%	市 負担割合 12.5%
・包括支援・任意事業財源構成					
被保険者負担21%			公費負担79%		
第1号被保険者 保険料 負担割合21%		国 負担割合39.5%	都 負担割合19.75%	市 負担割合19.75%	

※1 65歳以上の被保険者の保険料です。

※2 40歳以上65歳未満の被保険者の保険料です。

※3 第1号被保険者と第2号被保険者の人口等を勘案し、3年に一度、負担割合を見直します。

※4 調整交付金とは後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。調整交付金割合が5%を下回った場合は、その不足分を第1号被保険者が負担することになります。

(2) 第5期の介護保険料の算出

保険料月額基準額の算出

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法の定める負担割合に基づき算定すると、以下のようになります。

$$\begin{aligned} A : 2012 \sim 2014 \text{ 年度に見込まれる標準給付費} \\ = 74,261,432,389 \text{ 円} \quad ※1 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} B : 2012 \sim 2014 \text{ 年度に見込まれる地域支援事業費} \\ = 2,225,004,916 \text{ 円} \quad ※1 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} C : 2012 \sim 2014 \text{ 年度に見込まれる総事業費} \\ = 76,486,437,305 \text{ 円} \quad ※1 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} D : \text{保険料収納必要総額} &= A \times 0.244 \quad (※2) + B \times 0.21 \\ &= 18,587,040,535 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} E : 2012 \sim 2014 \text{ 年度に見込まれる第1号被保険者の人数} \\ = 300,869 \text{ 人} \quad ※3 \end{aligned}$$

保険料月額基準額

$$\begin{aligned} &= D \div 0.985 \text{ (保険料収納率)} \div E \div 12 \\ &= 5,226 \text{ 円} \end{aligned}$$

※1 20ページ「総事業費」(表5-3)

※2 第1号被保険者の負担割合 21.00% + 調整交付金不足分 3.4%

※3 所得段階別加入割合補正後の数値

第5期の算定上の保険料月額基準額は、5,226円となります。

※算定上の保険料月額基準額とは、上記の手順により算出された金額をいいます。以下「算定上の月額基準額」といいます。

都による財政安定化基金の活用

第5期の算定上の月額基準額5,226円に対して財政安定化基金から約2億円の交付金を受けることにより、約56円保険料を抑制することができます。

$$5,226 \text{ 円} - 56 \text{ 円} = 5,170 \text{ 円}$$

市としての介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金から約9億円を活用することにより保険料を250円抑制し、月額基準額を4,920円とします。

$$5,170 \text{ 円} - 250 \text{ 円} = 4,920 \text{ 円}$$

第5期の保険料月額基準額（第4期との比較）

第4期の月額基準額は、算定上の月額基準額4,510円に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金と介護給付費準備基金を活用することで、最終的に3,950円となりました。

第4期（2009～2011年度）		
算定上の月額基準額	介護従事者処遇改善臨時特例 交付金活用後の月額基準額	介護給付費準備基金 活用後の月額基準額
4,510円	⇒ 4,451円	⇒ 3,950円



第5期（2012～2014年度）		
算定上の月額基準額	財政安定化基金 活用後の月額基準額	介護給付費準備基金 活用後の月額基準額
5,226円	⇒ 5,170円	⇒ 4,920円

第4期保険料との増減比較

第5期の算定上の月額基準額 5,226 円は、第4期の算定上の月額基準額 4,510 円※に対して 716 円上がることとなります。内訳は次のとおりです。

ア	総事業費の増加	717 円
	居宅サービスで 575 円、施設サービス（第4期計画期間に開所した特別養護老人ホームを含む）で 177 円、地域密着型サービスで 66 円、その他サービスで 129 円の負担増と被保険者の増加による△230 円の負担減です。	
イ	施設整備に伴う介護給付費の増加	123 円
	第5期事業計画期間内に新たにサービスが提供される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症高齢者グループホームによる負担増です。	
ウ	介護報酬改定等による増加	107 円
	1.2%の報酬改定と地域区分の見直しによる負担増です。	
エ	第1号被保険者の負担割合増加（20%⇒21%）	229 円
	介護保険法の改正により、第1号被保険者の保険料の負担割合が 20%から 21%に上がったための負担増です。	
オ	調整交付金交付割合（交付率 1.06%⇒1.60%）	△113 円
	調整交付金は市町村ごとの介護保険財政を調整するものです。町田市は国の平均と比べ後期高齢者の割合が低く所得分布が高くなっておりませんが、第4期と比較し、後期高齢者の割合が増加していることから交付率が 1.06%から 1.60%に増加します。その結果、第1号被保険者の負担減となります。	
カ	所得段階及び保険料率の見直しによる減少	△347 円
	特例第3段階の創設、基準所得金額の変更及び保険料率の見直しによる負担減です。	
	合計	716 円

第4期の算定上の月額基準額 4,510 円は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金と介護給付費準備基金を活用することで、最終的に 3,950 円となりました。

(3) 第5期の所得段階別保険料額

介護保険は、介護を必要とする方を社会全体で支えあう社会保険制度です。第1号被保険者の保険料は所得に応じて段階を設け負担していただいています。非課税者層に配慮した分を課税者層で支えることによって成り立っています。

第5期介護保険事業計画では保険料の大幅な増額が予定されることから、国が新たに示した非課税者層に配慮した特例第3段階を設けることや基準所得金額の200万円から190万円への変更を取り入れて保険料率の見直しをすることで、保険料所得段階区分は9段階11区分になります。

所得段階ごとの保険料額は次のとおりです。

表 5-4 所得段階別保険料

課税状況		所得区分	第5期			
世帯	本人		所得段階	保険料率	年額 (月額)	
生活保護受給者			第1段階	0.45	26,500 (2,214)	
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者				
		課税年金収入額と 合計所得金額の合計	80万円以下	第2段階	0.50	29,500 (2,460)
			80万円超 120万円以下	特例第3段階	0.625	36,900 (3,075)
			120万円超	第3段階	0.75	44,200 (3,690)
			80万円以下	特例第4段階	0.80	47,200 (3,936)
課税	課税	合計所得金額	80万円超	第4段階 (基準)	1.00	59,000 (4,920)
			125万円未満	第5段階	1.10	64,900 (5,412)
			125万円以上 190万円未満 [※]	第6段階	1.25	73,800 (6,150)
			190万円以上 [※] 300万円未満	第7段階	1.40	82,600 (6,888)
			300万円以上 500万円未満	第8段階	1.60	94,400 (7,872)
		500万円以上	第9段階	2.00	118,000 (9,840)	

※第4期での第6段階・第7段階の所得の区分は200万円区分していました。

※年額は月額基準額に12ヶ月分を乗じて、100円未満を切り捨てます。

※月額、月額基準額4,920円に保険料率を乗じた金額を表示しています。

第5期町田市介護保険事業計画 概要版

(2012年度～2014年度)

発行年月	2012年3月
発行者	町田市 〒194-8520 東京都町田市中町 1-20-23 042-722-3111
編集	いきいき健康部介護保険課 いきいき健康部高齢者福祉課
印刷	株式会社 名豊
刊行物番号	11-110